



「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する 実態調査の結果（まとめ）

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和 7 年 1 月 15 日

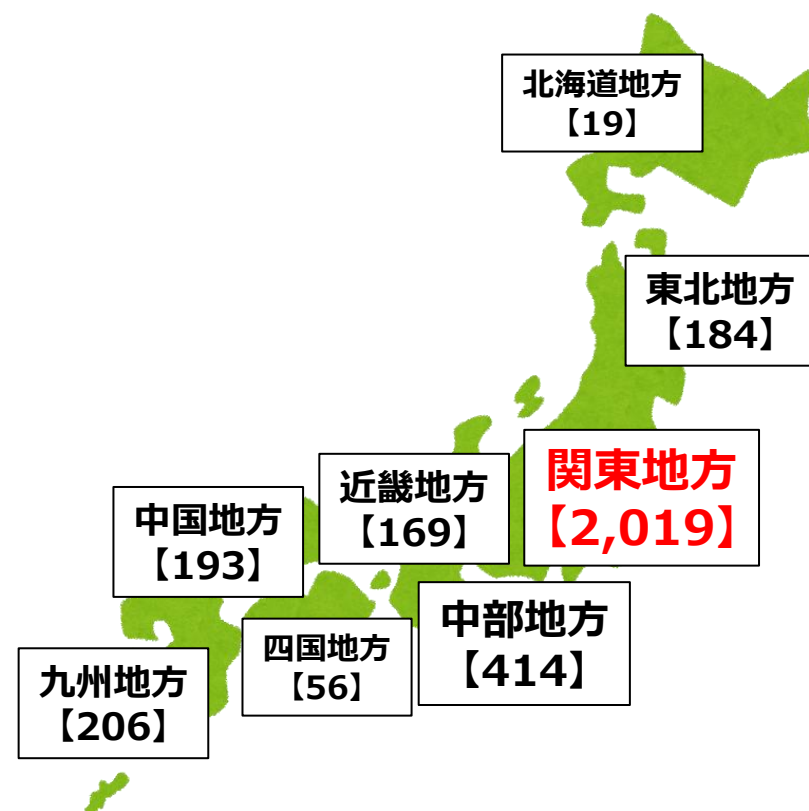


実態調査の結果（まとめ）

① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、**3,260**であった。（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）
2. 地域別には**関東地方の事業場数が最多**で2,019であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- 把握自治体数は、**都道府県で47の内41、政令市で82の内41**（合計：129の内82）であった。
- 地域別には、**関東地方は管内の事業場を把握している自治体が多かった**。一方、近畿地方や九州地方は管内の事業場を把握している自治体が少ないことから、更に多くの事業場が存在している可能性はある。



➤ 再生資源物保管等事業場の把握数

② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、**雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウムイオン電池、ゴム製品**等の多種多様な物品が保管等されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

- 再生資源物保管等事業場では、**現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管**等されている。また、**海外の商社や卸売業者、リユース業者**に搬出されている。

③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、22の事業場において24件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、165の事業場において211件の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、騒音・振動（87件）が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（27件）であった。

➤ 一部の再生資源物保管等事業場では、生活環境保全上の支障が発生しており、有害使用済機器保管等事業場よりも支障発生割合が高い。また、事業場数が多い自治体の一部においては支障を把握していないため、問題が深刻化する可能性はある。

④ 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池の取扱状況

1. 廃鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路のpHなどの水質悪化が報告された。
2. 廃鉛蓄電池の精錬によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が報告された。

➤ 廃鉛蓄電池の解体及び精錬に伴う生活環境保全上の支障が発生している。

⑤ 再生資源物保管等事業場における廃リチウムイオン電池の取扱状況

1. 廃リチウムイオン電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。
2. 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。

➤ 廃リチウムイオン電池が原因と考えられる生活環境保全上の支障として火災が発生している。
➤ 事業者への指導や適正な処理事業者の把握に苦慮している自治体がある。

⑥ 再生資源物保管等事業場の規制について

1. 再生資源物保管等事業場に対する条例を制定していると回答した自治体数は129の内12であった（関東地方：7 条例）。90以上の自治体が、条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望している。
2. 現行制度では対象品目が限定的である等、多くの自治体から規制内容が不十分であるとの意見があった。

自治体の声

1. 事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがある。また、全国统一基準により、自治体の指導に対して事業者の理解が得られる。
2. 規制適用の該当性判断が困難で、事業者への指導が不十分になっている。

⑦ 法制化に向けた意見

1. 許可制導入意見は自治体数129の内56、届出制継続かつ対象品目の拡大意見は37、許可制導入に消極の意見は10であった。
2. 許可制導入意見としては、「規制を強化することにより、不適正な保管・処理等を抑止し、不適正業者・悪質業者を排除すること」、届出制継続意見としては、「届出制度であっても、対象品目を拡大すれば十分な指導が可能になること」が挙げられる。また、再生資源物保管等事業場を規制するために廃棄物処理法以外の別の規制を望む意見もある。

- 再生資源物保管等事業場が多い自治体は、許可制導入を要望している傾向がある。一部の自治体では、許可制度導入と対象品目の拡大の双方を求める意見も出ている。

<参考>
生活環境保全上の支障が生じた事案

有害使用済機器保管等事業場としての届出を指導中の事業者

- 電動工具の山から煙が上がっている状況を再生資源物保管等事業場の従業員が発見した。火元を確認しようと重機で山を崩したが発見できず、消火もままならないため消防署に通報した。
- 火災時に上がった黒煙の風下一帯で、葉物野菜にススが被り、出荷困難な状態であった。



- 雑品（エアコン、冷蔵庫）が保管されているストックヤードから出火した。
- 近隣住民が避難したほか、当該ヤードに面する国道が一時通行止めになった。



金属スクラップ及び雑品スクラップヤード（再生資源物保管等事業場）



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

- 雑品スクラップの保管場所から火災が発生した。
- 火災の勢いは激しく、黒煙は遠方からも確認できる状態であり、深夜まで消火活動が続いた。
- 被害の状況は、保管していた雑品スクラップの全焼、隣接する事業場の壁への延焼である。
- 住民への被害はなかったものの、焼けた臭いがするという複数の通報が自治体に寄せられた。当該事業場は過去にも火災を起こしている。



火災の様子
(1.8km離れた場所から撮影)



火災の様子
(300m離れた場所から撮影)



火災後の保管物の状況

- 金属スクラップとして買い取った一斗缶やオイル缶などの金属製容器や石油ストーブに残っていた油類が、不適正な破壊行為等により周辺道路や農業用水路へ流出し、オイルマット等により除去を行った。
- 古物営業許可(金属くず商)事業者のため、土壌・地下水汚染・流出対策などの漏洩対策が行われていない。



雑品スクラップ保管等事業場（有害使用済機器保管等事業場を除く）



- 雑品スクラップが燃えていると、消防に通報あり。その後、鎮火した。

- 有害使用済機器は屋内に保管されているが、屋外に保管されていた雑品スクラップから火災が発生した。
- 警察署及び消防署の検証の結果、原因はリチウムイオン電池の可能性が高いとみられる。



雑品スクラップ保管等事業場（有害使用済機器保管等事業場を除く）



火災直後の立入時の状況



3 か月後の巡回時の状況



1 か月後の巡回時の状況

- 無人（営業時間外）の事業場において、保管中の雑品スクラップ集積物が延焼したもの。約4時間後に鎮火した。
- 焼失場所：三方向が鉄製壁で囲まれた雑品スクラップ置場
- 焼失面積：約250m²
- 焼失物：鉄くず等雑品スクラップ及び重機1台
- リチウムイオン電池から出火し、外装のプラスチック等の可燃物に延焼したものと考えられる。
- 焼失残渣物の確認により、テレビ、洗濯機、掃除機、パソコン等の家電品が認められた。

雑品スクラップ保管等事業場（有害使用済機器保管等事業場を除く）

- 無人（営業時間外）の事業場において、保管中のプラ混じりの金属（有価物）から出火した。
- 焼失場所：屋外有価物ヤード（金属）
- 焼失物：金属スクラップ約12,500m²
- 金属スクラップに混入するリチウムイオン電池や廃プラ等が原因であった。



火災発生 3 日後



火災発生10日後



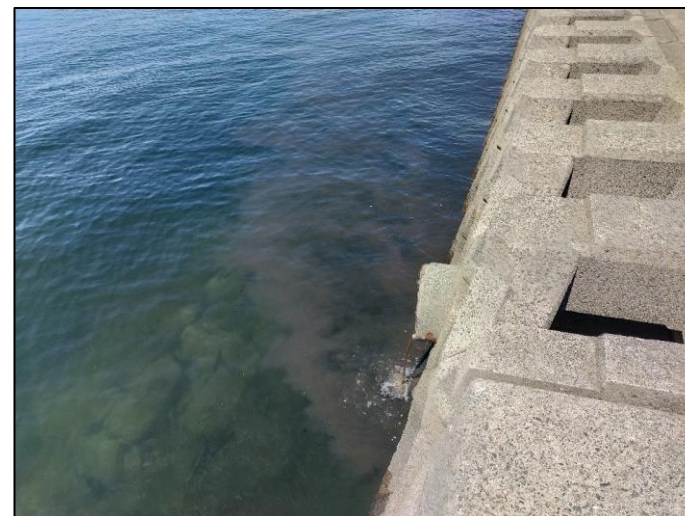
火災 3 か月後



火災 7 か月後

プラスチック資源保管等事業場

- 事業者は、農家が排出する農業用廃ビニールを受入れ、破碎→洗浄→圧縮・梱包したものを出荷している。
- 農業用ビニールを洗浄した水を海に排水しているが、その水が泥で濁っており、さらに細かいビニール片が多数浮遊している状況であった。原因は排水処理施設的能力不足である。



プラスチック資源保管等事業場

- 事業者は、農家が排出する農業用廃ビニールを受入れ、洗浄→破碎→溶融→ペレット化したものを出荷している。
- 農業用ビニールを洗浄した水を農業用水路に排水しているが、その水が泥で濁っており、農業用水路に堆積している。また、溶融に伴う悪臭の苦情もある。
- 原因は排水処理施設がないこと。また、ビニールの溶融機に伴う悪臭は吸引し、湿式スクラバーを通して処理しているが、悪臭が残っている。



＜参考＞
再生資源物保管等事業場における
鉛の取扱実態



大量の廃鉛蓄電池の屋内保管



解体・分別後の鉛（鉛精錬用の原料）



解体設備



地面の汚水の状態



大量の廃鉛蓄電池の屋外保管



鉛精錬用の原料



精錬用溶融炉



鑄塊（インゴット）に精錬